

# 調査概要（要約）



## 1. 調査概要（要約）

### 1) 調査目的

多数の者が利用する施設等について、区分に応じ施設管理権原者が措置を講じ、受動喫煙防止対策の一層の徹底を図ることを目的に健康増進法の一部が改正されたことから、管内対象施設の喫煙状況を把握し、受動喫煙防止対策の検討資料として活用することを目的に調査を実施。

### 2) 集計対象施設

北部保健所管内の第1種施設及び第2種施設の一部である、706施設を対象に調査を実施。そのうち、宛所不明の為返書、閉所（閉院）、合併した施設の合計13施設については集計対象から除外。最終的に694施設を集計対象施設とした。

なお、回答のあった施設で施設名や施設カテゴリ（区分）名の回答の無かった調査票については、カテゴリ別集計には加えず、施設全体の集計のみ含めた。

※第1・2種施設の考えは健康増進法の一部を改正する法律を参照

（参考：施設カテゴリ別対象施設数）

	対象数（発送時）	除外施設数	集計対象施設
施設全体	706	13	694
医療機関	143	2	141
あはき・柔道施術所	46	7	39
行政庁舎・保健センター等	46	1	45
議会棟（議会事務局）	9		9
警察署・安全運転学校・消防署	10		10
小・中学校	53		53
高等学校・特別支援学校	9		9
大学・高等専門学校・専修学校	4		4
幼稚園・保育所	96	2	94
児童福祉施設（保育所を除く）	36		36
障害児（者）通所・入所施設	47	1	46
老人保健施設	4		4
公民館・集会所	151		151
港・ターミナル・空港	5		5
年金事務所・金融機関	47		47
施設カテゴリ不明			1

### 3) 調査期間

令和元年8月28日（水）～令和元年9月11日（水）

### 4) 調査方法

調査票を郵送。返信用封筒にて回収。

## 5) 調査項目（内容）

- 令和元年8月1日時点の
- ①施設の受動喫煙対策状況について
  - ②今後の受動喫煙防止対策について
  - ③受動喫煙防止の知識 等

## 6) 集計方法

全調査項目について、施設全体及び施設カテゴリごとに単純集計の実施（割合・実数）  
首長・施設長及び施設管理担当の喫煙状況と現在及び今後の禁煙区域についてクロス集計

## 7) 回収状況

調査対象である694施設のうち、調査票が回収できた施設は623件であった（89.8%）

## 8) 集計結果

- (1) 「健康増進法の一部を改正する法律」の認識状況として、「知っているが内容は把握していない」が40%あり、「知らなかった」と合わせると58.6%は本法律について内容を認識できていなかった。
- (2) 受動喫煙の悪影響について知っているものについて、「受動喫煙による年間死亡者数は1万5千人」「喫煙後、呼気から45分たばこ成分が出ている」「部屋の換気をしてもたばこの有害物質は消えない」「分煙では効果が乏しい」については回答率が5割未満であった。
- (3) 施設における現在の禁煙区域について、敷地内完全禁煙が医療機関では54.1%、行政庁舎等では25%、議会棟では22.2%と低く、施設内禁煙、中には施設内分煙、特に定めていないと回答する施設があった。
- (4) 敷地内完全禁煙としていない要因について、一番多い要因が「利用者からの要望」であった。その他、どう進めていいかわからない等であった。
- (5) たばこについて苦情の有無及び苦情の内容について苦情の内容として、「けむたい、健康に悪い、体調不良の訴え、子どもたちが多く利用する施設なので禁煙にしてほしい、健康増進法対象施設がなぜ対策していないのか」等であった。
- (6) たばこ産業からの受動喫煙防止対策等の申し出について、一部の施設にたばこ産業から受動喫煙を阻害（効果が期待できない・そぐわない）する対策の申し出があり、その中で申し出を承諾した施設があった。
- (7) 今後の禁煙区域の設定について、「すでに敷地内全面禁煙しており、引き続き実施」「敷地内全面禁煙を予定しており、時期も設定している」「敷地内全面禁煙にするための話し合いをしている」「敷地内全面禁煙にしたいが話し合いの場を探している」等、敷地内全面禁煙に向けて実施もしくは実施に向けた調整等をしている施設は54.7%と約半数程度であった。

(8) 首長・施設長（管理者）・施設管理担当の喫煙状況について、「吸わない」が 55.1%と最も多く、次いで、「首長・施設長が喫煙者」13.8%「施設管理担当が喫煙者」8%であった。

(9) 首長・施設長（管理者）・施設管理担当の喫煙状況と現在の禁煙区域をクロス集計（掛け合わせて集計）した結果、管理者や施設管理担当の喫煙状況が高くなるに従い、禁煙区域の設定も緩和される傾向（適切な禁煙区域になっていない）であった。

(10) 首長・施設長（管理者）・施設管理担当の喫煙状況と今後の禁煙区域についてクロス集計（掛け合わせて集計）した結果、今後敷地内完全禁煙予定や敷地内完全禁煙の話し合いをしている、話し合いの場を探していると回答した施設について、管理者や施設管理担当の喫煙状況が4割前後であり、管理者等の喫煙状況が高くても敷地内完全禁煙に向けた調整がされている施設がある。しかし、一方で施設内分煙を引き続き実施と回答した施設の管理者や施設管理担当の喫煙率については5割と特に高かった。

## 9) 課題

- (1) 「健康増進法の一部を改正する法律」の認識状況について、受動喫煙防止対策に関する内容の認識、周知が不足している
- (2) 受動喫煙の悪影響について、認識がまだ十分でない（不十分である）
- (3) 敷地内完全禁煙としていない要因について、受動喫煙の悪影響及び本法律の認識不足がある
- (4) 少数であるが、たばこ産業から受動喫煙を阻害する（効果が期待できない・そぐわない）対策の申し出の受け入れがある
- (5) 施設の禁煙区域の設定について、管理者（首長・施設長や施設管理担当）の喫煙状況で影響が出ている可能性がある
- (6) 複合施設のため、敷地内禁煙を進めにくい

## 10) 今後の計画

### 【長期目標】（あるべき姿）

- ①管内の施設において、敷地内完全禁煙にする
- ②管内の飲食店や事業所等の施設において、施設内禁煙にする（喫煙可能室や喫煙専用室などは設置しない）。

### <用語の定義>

敷地内完全禁煙：当該施設の建物内、ベランダ、屋上、敷地、駐車場等はすべて禁煙。

施設内禁煙：当該施設の建物内、ベランダ、屋上は禁煙。建物の外では喫煙可。

施設内分煙：当該施設の建物内に喫煙スペースを設けている。

特に定めていない：当該敷地及び施設において、どこでも喫煙可能。（規制なし）

